

■島根県内の市町村が実施している医学生等向け奨学金

平成28年9月現在

市町村	奨学金制度の概要					問合せ先
	対象者	募集定員	貸与額	貸与期間	返還免除条件	
1 松江市	【松江市ふるさと奨学金】 高校、高専、大学(短大)、専修学校の在学者。ただし、市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること、市内の学校の場合本人が松江市内に居住していること。	15人	【月額】 高校:23,000円、高専:24,000円、大学(自宅):43,000円、大学(自宅外)47,000円、専修学校:47,000円	在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで	奨学金を返還すべき年度の前年度に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除	教育委員会教育総務課総務係 0852-55-5414 e-soumu@city.matsue.lg.jp http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/shougakukin/
2 安来市	学校教育法による大学の医学を履修する課程に在学する者 市内出身者のうち将来市内の医療機関等で一定期間医師の業務に従事する意思があること	若干名	月額5万円	大学の医学課程を修了する月まで(正規の修業年限以内)	卒業後、8年間までに貸与期間の3分の1の期間(貸与期間3年未満の場合1年間)安来市内の医療機関等で勤務(初期臨床研修期間は返還猶予期間)	いきいき健康課 0854-23-3220 kenkou@city.yasugi.shimane.jp
3 飯南町	医学生等(医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護福祉士、歯科衛生士を目指す学生)	医師1、看護師2、介護福祉士2、歯科衛生士1	・大学の医科、歯科、薬学系学部等に在学する者 月額10万円以内 入学金相当50万円以内(入学年のみ) ・看護師、保健師、介護福祉士及び歯科衛生士を目指す学部等に在学する者 月額5万円以内 入学金相当50万円以内(入学年のみ)	学校の課程を修了する月まで	・医師及び歯科医師を目指して助成金を受けた者 卒業後助成金を受けた期間の3倍の期間内に、助成金を受けた期間と同等の期間以上飯南病院等に勤務すること。 ・薬剤師を目指して助成金を受けた者 卒業後5年以内に飯南病院等に勤務し、かつ、助成期間と同等の期間以上飯南病院等に勤務すること。 ・看護師、保健師、介護福祉士及び歯科衛生士を目指して助成金を受けた者 卒業後5年以内に飯南病院等に勤務し、かつ、助成期間と同等の期間以上飯南病院等に勤務すること。	保健福祉課 0854-72-1770
4 邑南町	次の①～③のすべてに該当する者 ①本人またはその保護者が邑南町内に居住していること ②本人が大学・大学院で、医学・歯学・薬学を履修する課程に在学し、医師・歯科医師・薬剤師免許取得見込みであること。 もしくは、大学・短大・高等専門学校において、医療又は福祉技術を履修する課程に在学し、別途定める医療福祉資格を取得見込みであること ③②に定める免許又は資格を有した後、町内医療施設又は福祉施設で免許・資格を活かした業務に従事する意思があること	なし	・短期大学、高等専門学校及び専修学校(医療又は福祉技術を履修する課程) 国公立5万円/月額 私立6万円/月額 ・大学(医療又は福祉技術を履修する課程) 国公立6万円/月額 私立8万円/月額 ・大学(医師、歯科医師又は薬剤師資格を取得するための専門知識及び技術を履修する課程)、大学院(医学、歯学又は薬学の高度な専門知識及び技術を履修する課程) 国公立15万円/月額 私立20万円/月額	正規の修業年限	・免許・資格を取得した後に邑南町に居住し、町内の医療福祉施設で免許・資格を活かした業務に従事した期間が貸与期間以上になったとき、償還が全額免除 ・猶予期間は、免許・資格を取得してから正規の修業年限の2倍(医師は3倍)の範囲内	保健課 0855-83-1123 hoken@town-ohnan.jp http://www.town.ohnan.lg.jp/soshiki/hoken/
5 益田市	全国の医学部在学者 (自治医大を除く) (大学院も可)	若干名	月額5万円 ※6年間貸与の場合360万円	大学あるいは大学院の過程を修了する月まで(正規の修業年限以内)	大学卒業後、貸付期間の3倍の期間内に、貸付期間と同年数、益田市内の医療機関に勤務(初期臨床研修を開始する者が市内で勤務すれば年数に含む)	健康増進課地域医療対策室 0856-31-0213 kenkou@city.masuda.lg.jp http://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/174/230.html
6 津和野町	・大学医学課程に在学者 ・大学院生	若干名	・月額20万円 入学金相当50万円(入学年のみ) ・月額25万円	医学課程又は、大学院の過程を修了する月まで	大学等卒業後、貸付期間の3倍の期間内に、貸付期間の1.5倍に相当する期間、指定医療機関に勤務(勤務年数には、臨床研修等研修期間を含まない)	医療対策課 0856-72-4088 iryou@town.tsuwano.lg.jp http://www.town.tsuwano.lg.jp
7 吉賀町	町内出身者のうち将来町内の医療機関等において医師の業務に従事しようとする医学生等(他の市町村の奨学金等の貸与を受けている者を除く。ただし、島根県が行おうとする奨学金等の貸与を受けている者はこの限りでない。)	なし	・月額10万円 ・月額15万円(大学院生) 入学金相当50万円(入学年のみ)	大学の医学課程又は大学院の課程を修了する月まで(正規の修業年限以内)	・大学卒業後、貸与期間の3倍に相当する期間(貸与期間が1年未満の場合は4年、1年以上1年5月以内の場合は当該貸与期間に3年を加えた期間)に町内の医療機関等において、貸与期間に相当する期間医師の業務(臨床研修その他研修を除く)に従事(貸与期間1年未満の場合は、町内の医療機関等において1年以上医師の業務に従事) ・大学院の課程を修了後、貸与期間の3倍に相当する期間に、町内の医療機関等において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事	保健福祉課 0856-77-1165 hoken@town.yoshika.lg.jp http://www.town.yoshika.lg.jp/
8 隠岐の島町	高等学校、高等専門学校、大学及び専門学校に在学する者	なし (予算の範囲内)	月額5万円	正規の修業年限を修了する月まで	卒業後5年以内に町内に居住し、引き続き5年以上町内に居住した時	保健課 08512-2-8562 hoken@town.okinoshima.shimane.jp
9 西ノ島町	西ノ島町の出身者で医療(医師、看護師等)に関する専門的 学校へ進学する者	なし	月額5万円 入学金20万円を加算	在学期間中	医療に関する専門的 学校に進学した者で、医師、歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士又は保健師の免許取得後3年以内に町内の居住し、引き続き5年以上医療に従事すること。	教育課 08514-6-0171

※平成28年9月現在で、県で把握しているものです。詳細は各市町村にご確認ください。